

ア ジ ア 室 通 信

2017 年 10 月
76 号



CONTENTS

【特集】

- 『海外展開における商標戦略～商品商標だけのチェックで大丈夫ですか～』 1
弁護士法人東町法律事務所
弁護士 西川 精一 氏

【トピックス】

- 『上海 2017 ものづくり商談会』開催報告 4
みなと銀行 上海駐在員事務所

【みなと銀行からのお知らせ】

- 『第 7 回みなとアジア・カフェ』開催報告 7

【アジアビジネス情報】

- アジアニュース・主要経済指標 8

みなと銀行国際業務部アジア室

1. 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。2. 著作権 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ、本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。3. 免責 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡無しに変更されることもあります。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。また、本稿の中で、意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者の所属する組織の見解を代表するものではありません。

海外展開における商標戦略

～商品商標だけのチェックで大丈夫ですか～

弁護士法人東町法律事務所

弁護士 西川 精一*1

弁護士法人東町法律事務所の弁護士西川精一と申します。

4月号にて、弊所の麦志明弁護士が寄稿させていただいたのに続き、第2回は、弊所が、中国に進出する企業様のお手伝いをさせていただく中で問題となった例から、中国ほかアジア圏に進出された、または進出を検討しておられる皆様にもご留意いただきたいことについて執筆いたします。

「中国」と「商標」、このキーワードだけで、冒認出願、つまり自社の商品名が第三者によって中国で先取り出願されたというニュース（「森伊蔵」や、「無印良品」など）を思い浮かべる方も多いかと思います。この問題はずいぶん古くからある問題ですが、現在も頻発であり、弊所が中国進出についてご相談をお受けした際に真っ先に確認すべき事項のひとつとなっています。

さて、去年のことですが、あるメーカー様（「A社」といいます）から、中国進出についてのご相談をお受けしました。A社は、「X」という商品名で商品を製造販売しており、以前から貿易商社を通して、中国のT-MALL（日本でいうYahoo!ショッピングに相当するオンラインモール）などでも商品販売を行っており、営業強化等の目的で上海に子会社を設立したいというご相談です。A社は、「X」の商品商標は中国でも出願済みでしたが、第三者であるBも「X」のネーミングで商標出願をしていることが分かりました。Bが出願していた商品区分は、A社が販売する商品区分とは異なっており、この点は一安心だったのですが*2、Bは、「X」のネーミングを、商品商標だけでなく、35類というサービス商標（より具体的には3503群「他人のための販売促進」）でも出願していました。

やや小難しい説明になりますのでこの段落は読み飛ばしていただいても結構ですが、ここで問題になってくる中国の3503群に関連するものとして、日本では小売等サービス商標というものがあります。小売等サービス商標とは、たとえば店舗の看板や、ショッピン

*1 にしかわ・せいいち 弁護士法人東町法律事務所弁護士、東町商務コンサルティング(上海)有限公司総経理。

*2 商標出願に際しては、その分類を指定しなければならないため、たとえば25類（被服）で第三者に商標を取られていても、売りたい物が家具（20類）であれば、商標権侵害になりません。

グカートなどに付される表示をいいます。これらについては、個々の商品に表示するものではないため平成19年3月以前は保護されていなかったのですが、国際分類の改定に伴い、同年4月に法改正によって保護されることになりました。たとえば、「LAWSON」の看板は小売等サービス商標として35類で登録されています。また、「無印良品」のように、店舗名として看板に表示されることもあれば、個々の商品に表示されることもある表示は、小売等サービス商標（35類）かつ商品商標（たとえば25類）として、それぞれ保護の対象となるケースもあります。そして、日本やアメリカでは、小売等サービス商標と商品商標とは、相互に先後関係のチェック（クロスサーチ）がなされますので、「X」という表示について、商品商標だけ取得し、小売等サービス商標は取得しておかなくとも、第三者が「X」という小売等サービス商標を取得することはできない仕組みになっています。ところが、中国では、制度上、小売等サービス商標が保護されているか^{*3}否かにつき争いがあり、クロスサーチの仕組みがないため、「X」が商品商標として出願済みであっても、誰でも、35類で「X」という表示を取得できてしまいます。下記で述べるように、近時の中国において35類の出願件数が類別トップになったのは、他人からお金を巻き上げるために先取り出願する商標ブローカーが、見込みのありそうな商品商標について、片っ端から35類で出願しているということも背景にあるようです。A社もこれにハマってしまった、ということです。

中国において、A社の「X」の表示が、Bに3503群で商標登録されてしまうと、どのようなことが起こるでしょうか。A社は、「X」という商品名の商品は販売できるが、「X」という店舗表示（ネット店舗表示を含む）で販売活動を行うことができない、ということが起こりえます。たとえば、A社が、T-MALLにおいて、「Xストア」のような販売ページを作った場合、Bから、商標権侵害だと主張される可能性があります。また、Bが、「Xストア」というお店を作って、A社の信用にただ乗りすることをA社は阻止できない、ということも想定されます。「X」を、皆様の会社の売れ筋商品名に置き換えてみていただければ、いかに大変なことかということが分かっていただけたと思います。

ここまで読んでいただいて、「ちょっと待って！中国の3503群って『他人のための販売促進』ですよ、自分が製造した商品を販売するために3503群が必要だなんて、おかしい」という疑問が出てくるかもしれません。当職もそう思います。しかし、日本の常識は世界の非常識です。この点について、①中国の現状と、②ある司法判断をご紹介します。①2015年、中国では、従来の25類（衣類）に代わり、35類の出願件数が類別トップになりました。②2016年、広東省の知財高裁は、「3503群は文言上確かに『他人のための』となっているが、現実には、自らのための販売促進を対象として多く出願されており、一般公衆もそのように認識しているから、『他人のための』という文言にこだわる必要はない」と判断しました。つまり、①中国で商品を販売しようとする者は、商品商標に加えて、上述の商標ブローカー対策や安全のために35類も取得しているという現実があり、②司法

^{*3} 薬品・医療用品については、小売等サービス商標として登録できることが明記されています。

も、たとえ文言に整合しないとしても、現実をふまえた判断をすることがある、ということです。

越境 EC をはじめ、中国展開された、または展開を検討しておられる皆様におかれましては、商品商標についてのチェック*4はもちろんです、35類でも防御的に取得しておくことについて、この機会に是非ご検討ください。既に、皆様の商品名や会社名が第三者によって35類で出願されてしまっている場合でも、公告日から3ヶ月以内に異議申立ができるなど、対策を講じることはできますので、ご相談ください。

また、中国以外のアジア諸国に展開される皆様におかれましても、同じような問題が生じる可能性はありますので、改めて各国の制度をご確認ください。

最後になりましたが、弊所では、独自のノウハウや中国の法律事務所・会計事務所とのネットワークを通じ、中国法務に関連したサービスを提供しておりますので、今回の問題に限らず、中国法務についてご相談がありましたら、お気軽にお声かけください。

弁護士法人東町法律事務所（神戸事務所） china@higashimachi.jp

神戸市中央区京町 80 番クリエイト神戸 10 階

TEL : (078)392-3100 (代) (078)333-3383 (中国語)

東町商務コンサルティング(上海)有限公司 china@higashimachi.jp

上海市静安区南京西路 8 1 8 号（8 1 8 広場）吉答商务中心 1 7 3 8 室

*4 中国商標検索サイト (<http://sbj.saic.gov.cn/sbcx/>)



第 20 回 FBC 上海 2017 ものづくり商談会開催

9 月 21 日から 23 日の 3 日間、みなと銀行を含む全国の地方銀行や自治体など 31 団体が共催する『第 20 回 FBC 上海 2017 ものづくり商談会』が中国上海市で開催されました。

本商談会は、日系製造業の出展社数では中国最大の日中間企業マッチングイベントで、今回 20 回目を迎えました。この商談会には中国での現地調達・販路拡大を目的とする製造業企業、及び製造業企業への自動化などの開発設計などのサービス提供を行う IT 企業など、総勢 462 社が出展しました。

幣行も 2008 年から共催しており、今年で 10 回目の共催となりました。幣行のお取引先さま 8 社がご出展され、うち内 4 社が初出展で 08 年に初共催以降お取引先様の出展社数は延べ 68 社となりました。

■ 商談会の概要

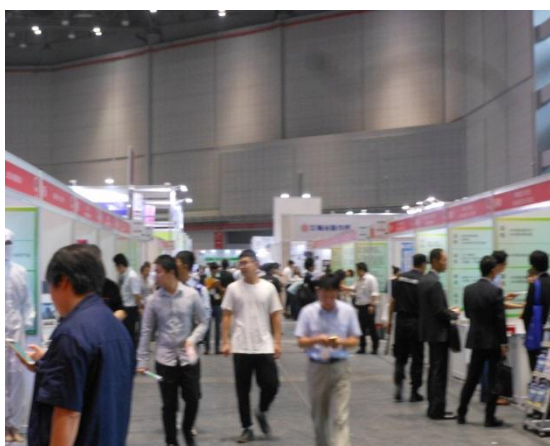
期 間	2017 年 9 月 21 日(木)～22 日(金)9～17 時、23 日(土)9～12 時
場 所	上海国家会展中心 2 号館
主 催	ファクトリーネットワークチャイナ(工場網信息科技(上海)有限公司)
共 催	みなと銀行・兵庫県等 31 団体
後 援	日本貿易振興機構(JETRO)上海事務所、在上海日本国総領事館、 上海日本商エクラブ、上海市中小企業発展服務中心、 上海出口商品企業協会、中国国際貿易促進委員会江蘇省分会ほか

今回の商談会では、出展企業間の事前予約商談、並びに一般の来場企業とのフリー商談が行われ、バイヤー・サプライヤー同士の活発な意見交換が繰り広げられました。

〈開会式の様子〉

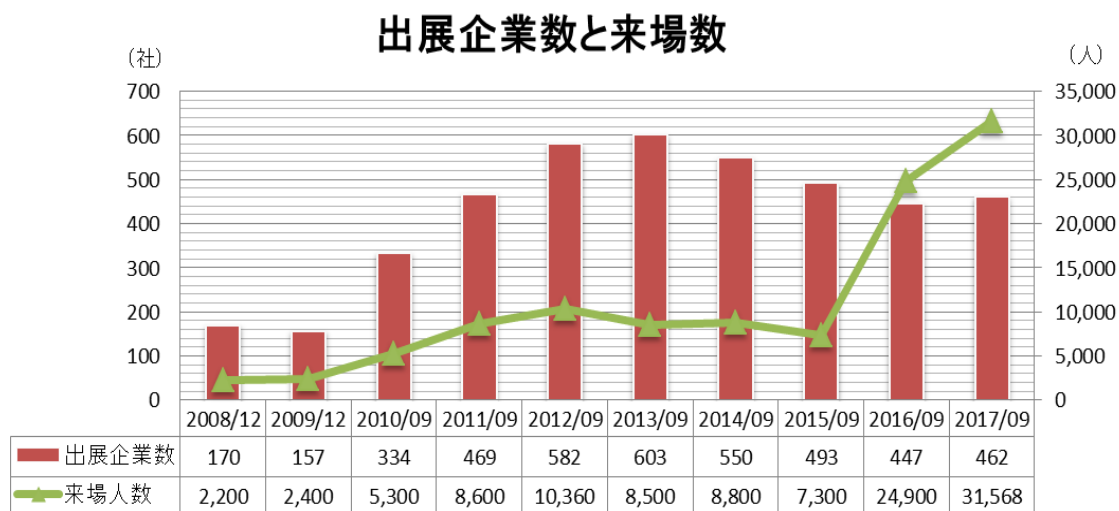


〈商談会場の様子〉



■ 上海ものづくり商談会への出展企業数と来場数(社数・人数)の過去 10 年間の推移

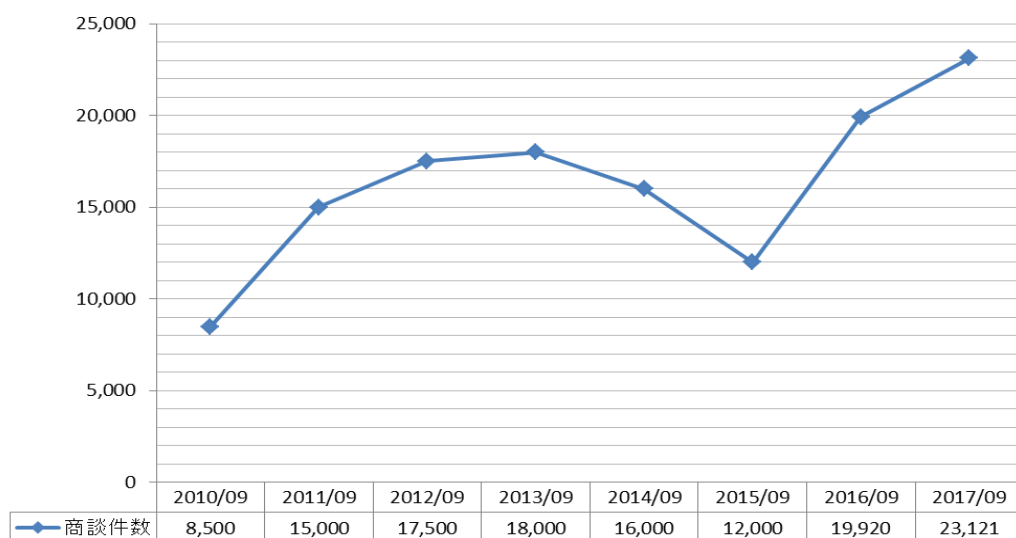
本商談会は 2013 年の開催をピークに、出展企業数は減少傾向にあります。しかし、昨年は中国国際自動車部品交易会(CIAPE: China International Auto Products Expo)との同時開催を行ったため、来場人数の大幅な増加(対 15 年比+17,600 人)となりました。今回についても、同交易会と同時開催を行い、来場人数 31,568 人と対 16 年比+6,668 人となりました。



(主催者公表計数を基に幣行作成。来場社数／来場人数は概数。)

■ 上海ものづくり商談会での商談件数の推移

また、商談件数も出展企業数が過去最高となった 2013 年の 18,000 件をピークとし、2 年連続で減少していたものの、昨年は CIAPE との同時開催の影響もあり、19,920 件(対前年比+約 8,000 件)と大幅増加しました。今回についても 23,121 件と、2 万件の大台を大幅に超えるなど、商談会が非常に盛況であったことが分かります。



(主催者公表の概数を基に幣行作成。2008 年、2009 年については公表データなし。)

以下、出展された企業様からのご意見と、当日の様子を一部ご紹介させていただきます。

■ 出展企業様のご意見

<出展経験のある企業様>

- ・今回は 10 社との有効な面談ができ、実のある商談会となった。
- ・商談だけでなく、中国人来場者が今年は多く、中国事情の情報交換もできた。
- ・昨年より少し面談数が減少した。

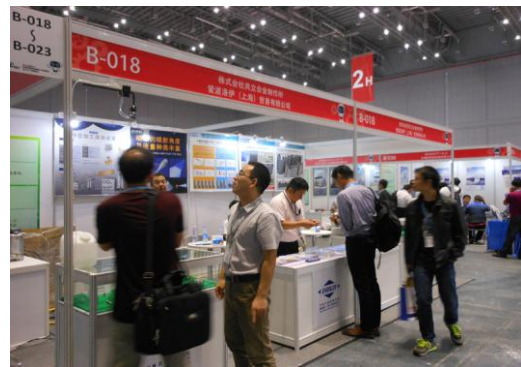
<商談/ブースの様子①>



<初出展の企業様>

- ・中国企業は名前だけでは何をしている企業が把握しづらく、商談を進めるのに苦労した。
- ・初出展であったが、これから見込みのある商談が 6 社できた。
- ・販売候補先を 1 社見つけることができ、有意義なものとなった。

<商談/ブースの様子②>



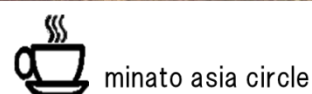
この上海ものづくり商談会は今回で 20 回目の開催となりますが、昨年より CIAPE (中国国際自動車部品交易会) との同時開催を行う等、主催者側では新たな取り組みにより、来場人数、商談件数の増加に力を入れています。

今回の商談会では、「希望の製品が購入できる」「既存製品で満足いかない点を解消できる」といった技術力に注目した参加が多く、日系企業からは、「中国系サプライヤーからの仕入を検討しようと思う」という声も聞かれました。近年、中国では人件費や不動産をはじめとする物価の高騰が問題視されていますが、その一方で製造技術は年々向上しており、以前からよく言われている中国メーカーの「大量生産による価格優位性」だけのセールスではなくなっている様子がうかがえました。

毎年、自動化・機械設備、機械部品・加工、工場消耗品・環境省エネ、自動車関連、その他の総合的な部材を扱う企業が多数出展しています。もしご興味がございましたら、一度ご来場ください。

以上

(みなと銀行 上海駐在員事務所)



『 アジア販路開拓 ～食品・飲料品～ 』

海外ビジネスに関わるお取引先様にご参加いただいております「みなとアジアサークル」主催の『みなとアジア・カフェ』を2017年9月8日(金)に大森・みなとビル6階セミナールームにて開催しました。

1年ぶり7回目の開催となる今回は、台湾、中国、タイからの留学生3名と香港貿易発展局大阪事務所からの専門家1名を交えた23名のご参加により、アジアでの食品、飲料品の販路開拓について、リラックスしたカフェスタイルの雰囲気の中、意見交換を行っていただきました。『みなとアジア・カフェ』は開催当初より参加者全員がご自身の体験やアイデアを語る「ワールド・カフェ」方式を取入れており、より多くの参加者同士が対話をし、交流を深めていただける機会となっております。

次回は 留学生との交流をメインとした特別企画！ 2017年12月初旬 開催予定

次回は、留学生との交流をメインとした特別企画を2017年12月初旬に開催する予定です。外国人材にご興味のあるお取引先様はお気軽にお問い合わせください。

「みなとアジアサークル」は入会金・年会費無料（ただし、懇親会等で飲食を伴う場合は、実費をいただく場合がございます）の組織ですが、入会に際しまして一定の基準での審査がございます。詳しくは、みなと銀行国際業務部アジア室（TEL：078-333-3283）または、お取引店の担当者までお問い合わせ下さい。

アジアニュース・主要経済指標

【中国】

中国インターネット通販大手の京東集団が、自動運転配送車の公道実験をスタートした。

使用車両は、上海汽車工業の電気自動車型商用バン「EV80」をベースに開発。カメラやレーダーなどで構成する「全方位センシングシステム」や、車線レベルも分解できる高精度地図、自車の位置や走行方向を確定するのに用いる衛星測位システムを搭載。予期しない事態に対応するため、運転席にはエンジニアが座っている。

京東集団は、交通管轄当局が指定した公道にて実験を行っていると説明しているが、具体的な場所は明らかにしていない。

【タイ】

タイ投資委員会は、ICTやIoTの統合、集積を進める「スマートシティ」構想の実現に向け、関連投資を誘致するための税制やその他の優遇措置の検討を開始した。

政府は、バンコク、プーケット、チェンマイ他7都県で実験的にスマートシティを建設する計画を承認。スマートシティ内ではICTを使い、住民と直接コミュニケーションしたり公共施設の状態を把握したりすることができるようになる見込み。

データの一元管理システムの稼働により、各機関が保有する大量のデータの共有や活用が可能になるほか、各省庁が進めるプロジェクトの進捗の監視が容易になり、汚職などの防止が可能となる。

【ベトナム】

出光興産は、クウェート国際石油との合併会社を通じ、外資系では初となる、ベトナムで給油所の1号店の営業を開始すると発表した。

1号店は首都ハノイのタンロン工業団地内に設け、ガソリンや軽油などを販売する。さらに、同国では初めてプリペイドカードを使った顧客サービスも導入。現地の銀行と連携して、キャッシュレスでの給油を行う。

出光は当面はベトナム国内で10店舗程度の開設を目指し、その後はベトナム全土やラオス、カンボジアなどにも広がっていきたい考え。

■通貨（対ドル為替相場、年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	JPY	CNY	HKD	KRW	TWD	SGD	THB	MYR	VND	IDR	PHP	INR
2014年12月	119.44	6.2052	7.7545	1,087.60	31.642	1.3217	32.880	3.4965	21,388	12,412	44.788	63.1253
2015年12月	120.38	6.4935	7.7509	1,176.01	32.828	1.4131	36.058	4.2935	22,475	13,850	46.870	66.1590
2016年12月	116.96	6.9502	7.7559	1,207.82	32.254	1.4468	35.799	4.4862	22,761	13,473	49.730	67.9250
2017年1月	112.80	6.8659	7.7590	1,161.60	31.362	1.4098	35.208	4.4285	22,593	13,352	49.765	67.8650
2月	112.77	6.8654	7.7624	1,130.35	30.652	1.4032	34.905	4.4405	22,764	13,336	50.220	66.6900
3月	111.39	6.8780	7.7709	1,118.40	30.328	1.3971	34.365	4.4255	22,755	13,326	50.200	64.8500
4月	111.49	6.8877	7.7784	1,137.80	30.210	1.3970	34.620	4.3410	22,744	13,329	49.965	64.2450
5月	110.78	6.8197	7.7921	1,119.65	30.092	1.3832	34.052	4.2813	22,715	13,323	49.770	64.5112
6月	112.39	6.7682	7.8072	1,144.00	30.431	1.3762	33.960	4.2933	22,731	13,328	50.465	64.5788
7月	110.26	6.7216	7.8102	1,119.15	30.214	1.3553	33.278	4.2813	22,735	13,325	50.432	64.1875
8月	109.98	6.5963	7.8259	1,127.40	30.188	1.3559	33.198	4.2710	22,728	13,342	51.164	63.9063
9月	112.51	6.6339	7.8110	1,145.40	30.321	1.3576	33.330	4.2205	22,730	13,472	50.805	65.2762

※マレーシアは8月31日が休場であった為8月30日の値を記載

■株価（年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	日経平均 株価	上海総合 指数	香港 恒生指数	韓国総合 株価指数	台湾加権 指数	ST指数	SET指数	クアラルンプール 総合指数	ベトナムVN 指数	ジャカルタ 総合指数	フィリピン 総合指数	NIFTY 指数
2014年12月	17,450.77	3,234.68	23,605.04	1,915.59	9,307.26	3,365.15	1,497.67	1,761.25	545.63	5,226.95	7,230.57	8,282.70
2015年12月	19,033.71	3,539.18	21,914.40	1,961.31	8,338.06	2,882.73	1,288.02	1,692.51	579.03	4,593.01	6,952.08	7,946.35
2016年12月	19,114.37	3,103.64	22,000.56	2,026.46	9,253.50	2,880.76	1,542.94	1,641.73	664.87	5,296.71	6,840.64	8,185.80
2017年1月	19,041.34	3,159.17	23,360.78	2,067.57	9,447.95	3,046.80	1,577.31	1,671.54	697.28	5,294.10	7,229.66	8,561.30
2月	19,118.99	3,241.73	23,740.73	2,091.64	9,750.47	3,096.61	1,559.56	1,693.77	710.79	5,386.69	7,212.09	8,879.60
3月	18,909.26	3,222.51	24,111.59	2,160.23	9,811.52	3,175.11	1,575.11	1,740.09	722.31	5,568.11	7,311.72	9,173.75
4月	19,196.74	3,154.66	24,615.13	2,205.44	9,872.00	3,175.44	1,566.32	1,768.06	717.73	5,685.30	7,661.01	9,304.05
5月	19,650.57	3,117.18	25,660.65	2,347.38	10,040.72	3,210.82	1,561.66	1,765.87	737.82	5,738.16	7,837.12	9,621.25
6月	20,033.43	3,192.43	25,764.58	2,391.79	10,395.07	3,226.48	1,574.74	1,763.67	776.47	5,829.71	7,843.16	9,520.90
7月	19,925.18	3,273.03	27,323.99	2,402.71	10,427.33	3,329.52	1,576.08	1,760.03	783.55	5,840.94	8,018.05	10,077.10
8月	19,646.24	3,360.81	27,970.30	2,363.19	10,585.78	3,277.26	1,616.16	1,773.16	782.76	5,864.06	7,958.57	9,917.90
9月	20,356.28	3,348.94	27,554.30	2,394.47	10,329.94	3,219.91	1,673.16	1,755.58	804.42	5,900.85	8,171.43	9,788.60

※マレーシアは8月31日が休場であった為8月30日の値を記載

■政策金利（年末・月末時点）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
11月	0.18180	5.60	0.50	2.00	1.875	0.73	2.000	3.25		7.75	4.00	8.00
11月	0.17091	4.35	0.50	1.50	1.750	1.36	1.500	3.25	6.50	7.50	4.00	6.75
11月	0.05727	4.35	0.75	1.25	1.375	0.68	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
2016年12月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	1.17	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
2017年1月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	0.75	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
2月	0.05727	4.35	1.00	1.25	1.375	1.05	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
3月	0.05727	4.35	1.25	1.25	1.375	1.54	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
4月	0.05727	4.35	1.25	1.25	1.375	1.26	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
5月	0.05727	4.35	1.25	1.25	1.375	1.13	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
6月	0.05727	4.35	1.50	1.25	1.375	2.08	1.500	3.00	6.50	6.50	3.00	6.25
7月	0.05727	4.35	1.50	1.25	1.375	1.68	1.500	3.00	6.25	6.50	3.00	6.25
8月	0.05727	4.35	1.50	1.25	1.375	1.16	1.500	3.00	6.25	6.50	3.00	6.00
9月	0.05727	4.35	1.50	1.25	1.375	1.16	1.500	3.00	6.25	6.50	3.00	6.00

※日銀は金融市場調節を2013年4月よりマネタリーベースに変更。3Month-TIBORを参考記載。

※シンガポールは金融市場調節を為替レートにより実施。中央銀行翌日物貸出金利(Standing Facility Borrowing Rate)を参考記載。

■実質GDP成長率（前年比、前年同期比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2014年	0.35	7.30	2.80	3.30	4.02	3.28	0.80	6.00	5.98	5.01	6.20	6.39
2015年	1.13	6.90	2.40	2.80	0.72	1.95	2.90	5.00	6.68	4.88	6.10	7.51
2016年	1.05	6.70	2.00	2.80	1.48	1.98	3.20	4.20	6.21	5.01	6.90	8.00
2017年1-3月	1.20	6.90	4.30	2.90	2.66	▲2.10	3.30	5.60	5.10	5.01	6.40	6.12
2017年4-6月	2.50	6.90	3.80	2.70	2.13	2.20	3.70	5.80	5.73	5.01	6.50	5.72
2017年7-9月									6.41			

※空欄は数値算定中

■CPI消費者物価指数（前年比、前年同月比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2014年	2.73	1.99	4.43	1.30	1.20	1.03	1.90	3.16	1.84	6.42	4.18	6.71
2015年	0.80	1.44	3.00	0.70	▲0.31	▲0.52	▲0.90	2.10	0.60	6.38	1.43	4.91
2016年	▲0.13	2.01	2.42	1.30	1.40	▲0.53	0.19	2.09	4.74	3.53	1.78	4.95
2017年1月	0.40	2.50	1.30	2.00	2.24	0.60	1.55	3.20	5.22	3.49	2.70	3.17
2月	0.30	0.80	▲0.10	1.90	▲0.07	0.70	1.44	4.50	5.02	3.83	3.30	3.65
3月	0.20	0.90	0.50	2.20	0.18	0.70	0.76	5.10	4.65	3.61	3.40	3.89
4月	0.40	1.20	2.00	1.90	0.10	0.40	0.38	4.40	4.30	4.17	3.40	2.99
5月	0.40	1.50	2.00	2.00	0.59	1.40	▲0.04	3.90	3.19	4.33	3.10	2.18
6月	0.40	1.50	1.90	1.90	0.99	0.50	▲0.05	3.60	2.54	4.37	2.70	1.46
7月	0.40	1.40	2.00	2.20	0.77	0.60	0.17	3.20	2.52	3.88	2.80	2.36
8月	0.70	1.80	1.90	2.60	0.96	0.40	0.32	3.70	3.35	3.82	3.10	3.36
9月				2.10					3.40			

※空欄は数値算定中

（出所）各国（地域）統計，政府発表，ブルームバーグ

（出所）各国（地域）統計，政府発表，ブルームバーグ

みなと銀行上海駐在員事務所

中国長江デルタ経済圏へ進出をされている、または、今後進出や投資をご検討されている
お客さまのサポート

上海駐在員事務所では、このようなサービスをご提供しております。

- 中国の金融経済等各種情報の提供
- 中国企業及び日系・外資系企業の動向調査
- お客さまの中国進出に関する情報の提供



中華人民共和国上海市銅仁路 195 号 中欣大厦 3312 号室
TEL. 86-21-6289-8080 FAX. 86-21-6289-8608

みなと銀行 上海駐在員事務所長 的場 稔

みなと銀行上海駐在員事務所は、2007 年 4 月に開所し、日本からの派遣社員 1 名、ローカルスタッフ 1 名の計 2 名体制で業務にあたっています。

中国経済の成長減速などもさやかれています。経済規模、日本との経済面での関係を見れば、決して無視することのできない国であります。

中国を生産拠点との位置付けから消費市場との位置付けとし、更なる市場拡大を企図している企業も見られます。



当上海事務所は、中国に進出されているお客さまへの商談会等の情報発信、セミナーの開催などを行っております。

ご要望等ございましたら当上海駐在員事務所までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先

みなと銀行国際業務部アジア室



〒651-0193 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1-1 TEL. 078-333-3283 FAX. 078-331-5845